

令和3年 第1回教育委員会 会議録

日 時	令和3年1月26日(火) 午前10時00分～午前10時20分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事務局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼教育総務課長、主席課長兼学校教育課長、生涯学習課長、文化財調査事務所長、教育総務課主任
議 題	議案第1号 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について(変更分) 委員会書報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第16回の会議録の承認について諮る。  (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第1号「令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について(変更分)」を上程する。
事務局	— 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について(変更分) — 市立小中学校特別支援学級で使用する一般図書の採択について、通常、教科書は、学校教育法第34条第1項及び第49条の規定により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書(以下、検定本という)、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないこととなっているが、特別支援学級においては、適切な教科書がない場合に学校教育法附則第9条の規定により、一般的に市販されている絵本等の図書を教科書(以下、一般図書という)として使用することができることとなっている。 向日市における一般図書の採択の手続きについては、各学校において、障がいのある児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりの障がいの状態と発達の状況にあわせた適切な教科書を、それぞれの種目ごとに、当該学年や下学年用の検定本、文部科学省著作教科書の使用を考慮した上で選定している。 令和2年8月31日開催の教育委員会において、一般図書の採択につ

	<p>いては、既に決議されているところであるが、一部の一般図書で絶版や在庫不足等により発行者からの供給が困難であるとの通知が文部科学省よりあったため、採択の変更を行うものである。</p> <p>また、各学校で選定された一般図書は、教育委員会事務局で教科書として適切なものであるかどうかを精査し、向日市立の学校で使用する教科書として取りまとめた上で、本会議に議案を提出している。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	採択変更案の一般図書が2冊あるが、これを選んだ根拠は何か。
事務局	2冊とも使用する学校で使用予定の児童に応じた適切な代替図書を提案していただいた。
委員	この2冊の一般図書は、当初の選定委員会で候補として挙がっていたということではないのか。
事務局	一般図書なので、教育委員会事務局の中で選定している。
教育長	書写・社会ともに変更前の一般図書に相当するものを学校で選んだということである。
教育長	議案第1号「令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について（変更分）」の採決を行う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第1号は承認された。 次に、「学校施設の状況について」報告願う。
事務局	<p>— 学校施設の状況について —</p> <p>1月に入ってから行った施設に対する緊急的な対応について報告する。</p> <p>まず、寺戸中学校トイレの壁のタイルが剥離した。1月7日（木）に学校から南校舎4階女子トイレの壁のタイルが2～3枚、低い位置ではあるが剥がれ落ちているとの連絡があった。直ちに現場を確認し、翌日8日に外部業者による打診点検を南校舎の全トイレを対象に実施したところ、すべてのトイレにおいて部分的な浮きがあることが分かったため、原因について調査することとした。</p> <p>翌週14日（木）の朝、学校から南校舎4階男子トイレのタイルが複数</p>

	<p>剥離していると報告を受け、直ちに現場を確認したところ、大きくタイルが剥離している状態であった。当日中に応急処置として剥離箇所を撤去するとともに、南校舎の全トイレ8箇所のすべてのタイルに養生テープを張った。</p> <p>養生テープを張ったのは、打診調査を行って問題がなかったタイルも連鎖的に剥離している状態であったことから、剥離防止及び万一剥離しても飛散がないよう対応を行ったものである。</p> <p>また、北校舎のトイレについても調査を行ったところ、部分的に浮きがあったことから、21日(木)に北校舎トイレ全8箇所にも予防のために養生テープを張った。</p> <p>修繕については、26日(火)から全トイレを対象に、順次、実施しているところである。</p> <p>なお、タイル剥離の原因としては、建設当時にタイルの接着剤として使われていたモルタルが劣化し、接着力が低下したことによるものと考えている。</p> <p>次に、1月22日(金)に、第2向陽小学校から、北校舎2階の手洗い場の側面の壁から細かい破片が落ちているとの報告があった。すぐに現場を確認したところ、壁の塗装の漆喰の破片や粉が落ちていた。</p> <p>厚さが1ミリ程度の壁の塗装部分の破片であり、危険なものではないが、第2向陽小学校では昨年にモルタル落下があったことから、児童や保護者の不安につながらないように、学校から保護者に対して同日付けの文書を発出し、状況をお知らせした。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>委員 モルタルの劣化を防ぐのは難しいが、劣化するのが思ったより早い。</p> <p>事務局 南校舎の全トイレは、5か年計画で改修したトイレである。 古いタイルをそのまま利用しているが、そのときの検査では問題がなかった。急激に劣化が進んだのではないかと考えている。</p> <p>委員 トイレの修繕はいつから始めて、どのくらいで完了する予定なのか。</p> <p>事務局 本日から現場に業者が入っている。実際には、土日しか修繕ができないので、1月30日(土)から行う。今年度中に修繕は完了する予定である。 修繕の内容は、すべてのタイルを撤去して貼り替えるのではなく、上から板を貼って、そこにトイレ用のビニールクロスを貼る。</p> <p>委員 壁からタイルが浮いている状態で、上に板を貼っても大丈夫なのか。</p>
--	---

事務局	<p>タイルを落としたことによりできた隙間の部分には板などを使って厚さのレベルを調整する予定である。</p> <p>その後、コンクリート躯体全体に板をしっかりと打ち付ける。</p>
委員	<p>第2 向陽小学校の事象については、どのように対応するのか。</p>
事務局	<p>破片や粉が落ちたところの漆喰は、すべて落とした。その後、塗装して補修する予定である。</p> <p>同校舎の1階と3階も点検し、2階と同じ状態であれば、一緒にその漆喰を落として塗装する予定である。</p>
委員	<p>児童にけがはなかったのか。</p>
事務局	<p>授業中に漆喰の破片や粉が落ちているのを発見した。落ちた量は、かき集めると片手の平にのる程度の量であった。</p> <p>また、児童にけがは一切なかったと聞いている。</p>
教育長	<p>モルタルとは違い、漆喰はかなり軽いものである。</p>
事務局	<p>漆喰はモルタルの表面部分になる。</p>
委員	<p>このような事象が続いているが、他の学校の点検状況はどのような感じであるのか。</p>
事務局	<p>他の学校でも順次確認を行っている。</p> <p>また、現在のところ問題箇所などは発見されていない。</p>
教育長	<p>次に、「令和3年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 令和3年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について —</p> <p>「向日市の教育（指導の重点）」の改訂の方針について、平成30年6月に策定された「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「京都府教育振興プラン」等を踏まえ、令和3年度に取り組むべき方向性を検討し、「令和3年度向日市の教育（指導の重点）」を策定するものである。</p> <p>なお、令和2年度に策定された本市の最上位計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」及び「向日市教育大綱」を向日市の教育にも反映させる。</p> <p>スケジュールについて、第1回教育委員会にて方針等の報告をし、第2</p>

	<p>回教育委員会では、上記1及び学校、社会教育委員、関係各課からの意見も踏まえ、市として重点的に取り組みたい事項等について追加・修正した「令和3年度向日市の教育（指導の重点）（案）」を報告する予定である。</p> <p>第3回教育委員会では、最終案を提案し、完成した冊子を3月下旬頃に各学校及び関係機関に配布予定である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>第2期京都府教育振興プランが令和3年3月に策定する予定である。その教育振興プランにどのような内容が新たに盛り込まれるのかも注視しながら、「令和3年度向日市の教育（指導の重点）」を改訂する。</p> <p>閉会宣言</p>
教育長	
教育長	

# 令和3年第1回教育委員会

令和3年1月26日（火）  
午前10時00分から  
向日市役所 第10会議室

## 1 開 会

## 2 会議録の承認について

## 3 議 案

議案第1号 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される  
教科用図書採択について（変更分）

委員会諸報告

- ・学校施設の状況について
- ・令和3年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

## 4 閉 会

教育委員会議案第 1 号

令和 3 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定される  
教科用図書採択について（変更分）

令和 3 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定される教科用図書の採択  
について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 1 月 2 6 日 提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

## 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書（変更分）（案）

令和2年8月31日開催の教育委員会において採択済みの一般図書

	発行者略称	図 書 名	種目
1	旺文社	みておぼえる はじめての かんじ絵じてん	書写
2	平凡社	食べもの日本地図鑑	社会

上記の各発行者から上記図書について、絶版や在庫不足等により供給が困難であるとの申し出があった旨の通知が文部科学省からあったため、上記図書に代えて、下記の各発行者が発行する図書に採択内容を変更する議決を求めるものです。

今回、採択変更案の一般図書

	発行者略称	図 書 名	種目
1	小峰書店	筆であそぼう書道入門2 さあ、筆で書いてみよう	書写
2	学研	めくってはっけん！ にほんちずえほん	社会

- ・根拠規定： 学校教育法附則  
第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。
- ・選定過程： 学校において、障がいのある児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりの障がいの状態と発達の状況にあわせ、種目ごとに当該学年や下学年用の文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書の使用を考慮した上で選定し、これを教育部学校教育課が適切な図書であるかを精査し、選定をおこなっている。

学校施設の状況について

令和3年1月26日  
教 育 総 務 課

別紙のとおり報告します。

## 学校施設の状況について

### 寺戸中学校 トイレ壁タイルの剥離

#### ○ 発生日及び状況

- 令和3年1月7日(木) ・学校から、南校舎4階女子トイレの壁のタイルが数枚剥離していると報告を受け、教育委員会技術職員(建築士)及び外部業者が現場を確認
- 令和3年1月8日(金) ・南校舎の全男女トイレ(8箇所)のタイルの状態について、外部業者による調査を実施したところ、全トイレにおいて部分的に浮きを確認
- 令和3年1月14日(木) ・学校から、南校舎4階男子トイレの壁のタイルが複数剥離していると報告を受け、教育委員会技術職員(建築士)及び外部業者が現場を確認  
 ・応急処置として、南校舎の全トイレ(8箇所)に養生テープを貼り、剥離防止のための対応を行った。  
 ・北校舎の全トイレ(8箇所)のタイルの状態について、外部業者による調査を実施したところ、部分的に浮きを確認
- 令和3年1月21日(木) ・北校舎の全トイレ(8箇所)について、応急処置として養生テープを貼り、剥離防止のための対応を行った。
- 令和3年1月26日(火)～ ・南校舎及び北校舎の男女トイレ(16箇所)壁の修繕を実施予定

#### ○ 原因 接着剤として使用されていたモルタルの劣化と思われる。

#### 【南校舎4階男子トイレ壁の剥離状況(令和3年1月14日)】



#### 【南校舎男子トイレ壁の剥離応急処置状況(令和3年1月14日)】



### 第2向陽小学校 手洗い場壁塗装の剥離

- 発生日及び場所 令和3年1月22日(金) 北校舎2階手洗い場側面壁

令和3年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

令和3年1月26日  
学 校 教 育 課  
生 涯 学 習 課

以下のとおり改訂の方針（案）を報告します。

1 方針

第3期教育振興基本計画（平成30年6月）を参酌するとともに、京都府教育振興プラン等を踏まえ、令和3年度に取り組むべき方向性を検討し、「令和3年度向日市の教育（指導の重点）」を策定する。

※令和2年度に改訂された、本市の最上位計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」や「向日市教育大綱」を向日市の教育（指導の重点）にも反映させる。

2 スケジュール

(1) 第1回教育委員会

- ・方針等の報告

(2) 第2回教育委員会

- ・上記1及び学校、社会教育委員、関係各課からの意見も踏まえ、市として重点的に取り組みたい事項等について追加・修正した「令和3年度向日市の教育（指導の重点）」（案）を報告

(3) 第3回教育委員会

- ・最終案を提案

(4) 3月下旬に各学校及び関係機関に配付

※参考

- ① 第3期教育振興基本計画（平成30年6月）
- ② 学習指導要領（令和2年度小学校、令和3年度中学校全面实施）
- ③ 第2期京都府教育振興プラン（仮称）（令和3年3月予定）
- ④ 第2次ふるさと向日市創生計画（令和2年3月）